

対象者各位

早期退職に係る募集実施要項

令和7年4月17日

国立国会図書館長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第8条の2第1項第1号）を行う。

本制度は、実施権者が、年齢、職位等を特定した早期退職希望者を募集・認定し、自己都合退職よりも割増しされた退職手当を支給するものである。

1. 募集の対象

国立国会図書館に勤務する者のうち、国会職員の給与等に関する規程（昭和22年10月16日両院議長決定）の指定職給料表又は行政職給料表（一）の適用を受ける職員で、昭和41年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれたものかつ退職手当の計算の基礎となる勤続期間が令和8年3月31日時点で25年以上のもの（注1、注2参照）

2. 募集人数（認定予定者数）

4名

3. 募集の期間（約4週間）

令和7年4月23日（水）午前10時から

令和7年5月21日（水）午後5時まで

※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4. 退職すべき期間

令和7年12月31日（水）から令和8年3月31日（火）まで

※下記（注3）の不認定になる場合を除き、応募申請書が提出された応募者ごとに認定し、上記退職すべき期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的な運営を確保するために必要な限度で当該期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、6. に記載の早期退職募集受付・問合せ窓口（XXXXXXXXXX）宛てに電子メールで提出する。

(別添1)

(別添)

「退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は4名とする。
- ② 募集実施要項(注3)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が4名を超える場合には、次の方法に従い当該応募者について認定する。
 - (ア) 生年月日の早い順
 - (イ) (前記(ア)の生年月日と同じ職員がいる場合)退職手当の計算の基礎となる勤続期間の長い順

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日(土日祝日は除く。)までに受付担当から受付を行ったことに関する連絡がない場合には、問合せ窓口にお問い合わせのこと。